

教育委員会会議録

開会の日時	平成30年5月21日 午後7時00分
閉会の日時	平成30年5月21日 午後7時24分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 松田 丈輔 教育委員 田口 昇・山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二
会議録に署名する委員氏名	山田 やす子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 学校教育部長 橘 泰平 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 籠谷 芳行 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 建築住宅課副参事 宮瀬 浩 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主事 岡村 基司
会議に付した事件	議案第24号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第25号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第26号 図書館協議会委員の任命について 議案第27号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について 議案第28号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について 議案第29号 伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 山田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

議案第 24 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 25 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 26 号 図書館協議会委員の任命について

議案第 27 号 伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について

議案第 28 号 伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について

議案第 29 号 伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

前回の定例教育委員会から現時点までの報告をいたします。

現在、学校訪問が半分ほど終了しました。各学校におきましては、いじめや不登校などの問題の対応について、これまで重きをおいてきたという反省から、伊勢市の教育方針「心豊かでたくましい子ども」を掲げているところですが、豊かな心のとらえ方は各学校それぞれ違いはあるものの、「自然や美しいものを見て感動する心や命や人権を大切に作る心、正しいことを重んじる心、自立心や自己抑制力」などをみんなで育てたいという話をしてまいりました。各学校では、いろいろな成果を上げてまいりましたが、それは、教員の働きによるものであったことは承知していますが、子どもが輝くには、保護者や地域が輝くとともに、子どもに一番接する時間の長い先生方が元気で輝いている必要があることから、ワークライフバランスを保ち、勤務時間を縮減してほしいという話をしております。

志摩市から1名の校長が北浜小へ転入してきましたが、若干の戸惑いもあるようですが、早くも伊勢市の教育に慣れてきているようです。新任の校長はたくさんいますが、それぞれ早く慣れて頑張ってもらいたいと思っております。

現在、全ての中学校で関東方面への修学旅行が終了し、小学校では、厚生小学校は5月9日10日に終了し、15日からは進修小、豊浜東小、豊浜西小、明野小、御菌小、17日からは修道小と小俣小、23日から早修小と東大淀小、29日からは中島小、佐八小、四郷小、30日から北浜小と上野小で15校が春に修学旅行を予定しています。残りの9校は9月から11月にかけて修学旅行を予定しているところです。また、5月26日と6月2日に小学校6校中学校1校が運動会を実施する予定となっています。

社会教育課、文化振興課、スポーツ課、教育研究所もそれぞれ、順調に新年度のスタートがきれいなものと思います。

私からの報告は以上です。

教育長

それでは、議事に入ります。議案第 24 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、委員の委嘱又は任命をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

議案第 24 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。

これは、教育委員会の附属機関である伊勢市奨学生選考委員会の選考委員を、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 号の規定に基づき、お手元の議案のとおり委嘱をさせていただきたく、ご審議を賜るものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする方々は、校長会等からご推薦をいただいた校長先生方と、学校教育課から依頼をさせていただいた方で、そのうち、教育委員の松田丈輔様と、厚生中学校長藤原厚様については新しく委嘱させていただき、そのほかの方は再任とさせていただこうとするものでございます。

本日、ご承認をいただけましたならば、平成 30 年 6 月 1 日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。任期は 1 年で、平成 31 年 5 月 31 日までとなっております。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 24 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 24 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、議案第 25 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

3 ページをご覧ください。

これは、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 25 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは、平成 30 年 5 月 31 日で社会教育委員兼公民館運営審議会委員の任期が満了となるため、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする皆様は、各団体から推薦をいただいた方々と学識経験者につきましては社会教育課からお願いした方でございます。

そのうち、この表を見ていただきますと 2 名の方に新しく委嘱をお願いしようとするもので、伊勢市小中学校長会の勢力よしみ様と伊勢市 P T A 連合会の山口彰彦様は新たに委嘱しようとするものでございまして、そのほかの皆様は再任しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただけましたならば、平成 30 年 6 月 1 日をもって委嘱をさせていただく予定で、任期は 2 年、平成 32 年 5 月 31 日までとなっております。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

社会教育委員の組織というものがどのようなもので、活動とか取組を概略で教えていただければありがたいです。

社会教育課長

社会教育委員さんは、社会教育法に基づきまして、いろいろな活動をされておりますが、主な活動内容としましては、社会教育課の事業、公民館関係あるいは図書館とか、社会教育にはスポーツなども入っておりますが、そういったものの審議や諮問をしていただく、簡単に言いますとそのような組織です。

A 委員

活動としては地域に関わるどころかではなくて、例えば教育委員会との関わりとか、その辺もホームページを見ると助言をいただいているという記述もあったのですが、その関わりとかももし分かれば教えていただきたいと思えます。

社会教育課長

委員の方々を見ていただきますと、それぞれの団体から選出をさせていただいております、それぞれの団体の社会教育に対する考え方やご意見をいただくというふうな事が基本でございまして、地域自体に入ってという部分ではなく、団体の中からというふうな部分が主になっております。

A 委員

社会教育委員と教育委員会の助言とかいう記述がホームページにはあったのですが、そこら辺の関わりはどのようなふうな形で関わってくるのかなと疑問があったのですが。

社会教育課長

基本的には教育委員会にも参加することもできるのですが、ご通知は差し上げておりません。

教育長

他にご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 25 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのこととさせていただきます。よって、議案第 25 号「伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、議案第 26 号「図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

これは、推薦団体から役員改選等により委員変更の申し出があったため、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条の規定に基づき、委員の任命をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 26 号「図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

これは、各推薦団体の役員改選により委員変更の申し出がありましたことから、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条の規定に基づき、お手元の議案のとおり 4 名の皆様を任命しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、平成 30 年 5 月 21 日をもって委嘱をさせていただき予定でございまして、任期は前任者の残任期間となりますので、平成 30 年 5 月 21 日から平成 31 年 12 月 6 日までとなります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 26 号「図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 26 号「図書館協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、議案第 27 号「伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

7ページをご覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の3第3項の規定に基づき、委員の委嘱をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第27号「伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の3第3項の規定に基づき、議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は、指定候補者の選定についての調査審議が終了するまでとなります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

北河様ですが、先ほどの議案の中で所属が伊勢文化サークル協会になっているのですが、ここでは社会教育委員副会長となっているのですが、何か理由はありますか。

社会教育課長

北河新松さんは、所属としましては伊勢市の社会教育委員の副会長として、この選定委員には出ていただいております。

A 委員

社会教育委員の再任ということで審議をして、その後に副会長を決めるという形ではなくてもう既に組織としては再任になっているので副会長として位置づけてという考え方でよろしいのでしょうか。

社会教育課長

今現在としては、まだ副会長という意味でございますので、このように表記をさせていただきます。

教育長

他にご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 27 号「伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 27 号「伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、議案第 28 号「伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

9 ページをご覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、委員の委嘱をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 28 号「伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は、指定候補者の選定についての調査審議が終了するまでとなります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 28 号「伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 28 号「伊勢市立図書館指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、議案第 29 号「伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育部長から提案説明を行います。

学校教育部長

11 ページをご覧ください。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、委員の委嘱をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興課長

それでは、議案第 29 号「伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

これは、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議案のとおり委嘱しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は、指定候補者の選定の調査審議が終了するまでとなります。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、文化振興課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 29 号「伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 29 号「伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。